

岩手県告示第839号

平成25年10月16日付け官報第6151号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2650号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成25年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 遠野市附馬牛町上附馬牛15地割78の7、78の64
- (2) 所在が不明である通知の相手方 佐々木三雄、立花勝富

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所